

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 大平洋金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 村井 浩介
(コード番号 5541 東京・大阪・名証各 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 庭山 隆夫
(TEL. 03-3201-6681)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、第 80 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本プランの具体的な内容を決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名が出席し、その全員が本プランの導入に賛成しております。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

(a) 当社の企業価値の源泉

当社は、フェロニッケルを主力製品として、製錬工程において副産物として得られるフェロニッケルスラグの加工品を生産するとともに、フェロニッケル製錬技術を活かしたシステムによりごみ焼却灰などの再資源化システムの事業を行っております。当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専門メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。

具体的には、①当社は、創業以来、新技術・新製品の開発に取り組むとともに、従業員一人ひとりに製品の品質・コスト管理を徹底させるなどすることで、世界から高い評価を受ける独自の製錬技術を有するに至りました。当社の独自の製錬技術の根幹には、特許的技術その他、個々の従業員の有する高度で熟練を要する技術・ノウハウがあることから、当社がこの製錬技術を維持・改善し、企業価値を向上させるためには、これらの技術・ノウハウを有する人的資産を継続的に確保・育成していく必要が

あります。

また、②当社は、八戸製造所において、予備還元用のロータリーキルン、世界最大のエルケム式電気炉及び低エネルギーコスト化の自家発電装置を保有しております。当社の生産力の根幹には、これらの生産設備があるとともに、この生産設備を効率的に稼働させることを可能にする個々の従業員の技術・ノウハウ、及び労使協調という企業文化があります。

さらに、③当社がフェロニッケルの安定的な生産及び販売を継続するためには、継続的な販路を維持するとともに、原料調達先等と信頼関係を築くことによって安定的に原料の供給を受ける必要があります。フェロニッケルについては、販売先及び原料供給先は自ずと特定されてくるため、当社が安定的にフェロニッケルを生産・販売し、企業価値を維持・向上させるためには、これらの販売先及び原料調達先等との信頼関係を維持し、発展させることが極めて重要です。

(b) 中期経営計画による企業価値の向上の取り組み

当社は、平成18年度から20年度を計画期間とする、中期経営計画「PAMCO20」を策定し、⑦大規模設備投資による生産能力の増強・合理化、①東アジア地域における取引先との連携強化、⑧財務体質の強化、及び④新規事業の拡大に取り組み、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を目指しております。すなわち、⑦当社は、電気炉ラインについて適切な設備投資を行うなどして生産性の向上を図り、①東アジアの原料調達先企業と長期の購入契約を締結して安定的な原料調達を維持するとともに、中国を視野に入れつつ東アジアのステンレス鋼生産地域に販路を拡大することを図っております。加えて、⑧財務体質の更なる強化を目指すとともに、④フェロニッケル製錬技術を活用して、焼却灰処理等の環境対策関連事業等、新規事業の拡大を図っております。これらの中期経営計画に定められた諸施策を実行することで、当社は事業の効率性、高収益性を維持・実現することを目標としております。

また、当社の株主還元の方針は、中期業績の着実な伸長を期するとともに、業績に応じた株主還元を通じて、資本市場での評価を高め、企業価値最大化を目指すことにあります。具体的には配当政策として、業績に応じた利益の配分を基本に財務状況、投資水準などを勘案して決定することとしており、平成17年度は、1株当たり年間配当額を平成16年度の「8円」から「11円」へ増配する予定です。

(c) コーポレート・ガバナンス等の強化

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を前提に、取締役の任期を1年に短縮するとともに、取締役の員数を25名から15名へ削減し、取締役の経営責任

の明確化及び経営管理機能の強化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施していく所存です。また、当社は、内部統制委員会や、監査室を設置することにより内部統制の強化も図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. 本プラン導入の目的

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が独自の製錬技術や生産能力等を維持・向上させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、技術やノウハウを有する個々の従業員を重視した経営を行うこと、生産設備を効率的に稼働させ高い生産性を維持すること、及び販売先や原料調達先等との信頼関係を維持すること等が必要不可欠と考えられ、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保されるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性も否定できないこと等を踏まえ¹、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ当該大量買付に対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保した

¹ 当社の大株主の状況については別紙4をご参照ください。

り、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの手続の設定

本プランは、①当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付」といいます。）が行われる場合に、買付を行う者（以下「買付者」といいます。）は、当社取締役会に対して買付の実行に先立ち下記(2)(c)「買付者に対する情報提供の要求」に定める情報を提供しなければならず、②特別委員会が当該情報を検討するために必要である一定の期間が経過した後でなければ、買付者は買付を実行することができないこととしています（本プランの手続の概要については別紙1ご参照）。

(b) 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の実施又は不実施等の判断について取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則（その概要については別紙2ご参照）に従い、当社経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、又は有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当初の特別委員会は、当社社外監査役である大石雄吾氏及び有光逸郎氏並びに社外の有識者である松本伸也氏（弁護士）により構成される予定です。これらの特別委員会の委員の候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係は存せず、当社経営陣からの独立性を有しております（特別委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙2ご参照）。

(2) 本プランの手続

(a) 対象となる買付

本プランは、以下の①又は②に該当する買付を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

上記(a)に定める買付を行う買付者は、当社取締役会が友好的な買付であると認めた場合を除き、当該買付の実行に先立ち、当社に対して、本プランの従う旨の誓約文言等を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付の内容、条件その他当社取締役会が定める事項を示していただきます。

(c) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、上記 (b) の意向表明書を受領した後 5 営業日以内に、株主の皆様又は特別委員会の判断に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを買付者に対して交付し、買付者はこのリストに従って、当社に対して本必要情報を提出していただきます。本必要情報の具体的内容は、買付者の属性や買付の内容によって異なりますが、その一般的な項目は下記の通りです。

記

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者¹⁰及び（ファンドの場合

² 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。

¹⁰ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

は) 各組員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容等を含みます。)

- ② 買付の目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 買付の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及び額、並びにそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容及び額等を含みます。)
- ④ 買付の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 買付の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑥ 買付の後に於ける当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社又は特別委員会は、買付者より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

なお、特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、原則として、下記(3)「買付が実行された場合の対応方針」(b)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 特別委員会による買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の提示

① 買付の実行の禁止

買付者は、特別委員会が上記(c)「買付者に対する情報提供の要求」に従った本必要情報を受領した後、原則として最長 60 日間(当社取締役会からの代替案等の提供に要する期間を含みます。但し、下記②に記載するとおり、当該期間は延長されることがあります。)(以下「特別委員会検討期間」といいます。)は、買付を実行することはできません。

② 特別委員会による検討作業及び勧告

(i) 検討作業

特別委員会は、買付者から本必要情報を受領した後、特別委員会検討期間の間、当該買付が本プランの発動の要件を充たすか否か等（発動の要件の詳細は下記(3)「買付が行われた場合の対応方針」ご参照）についての検討を行います。特別委員会は、かかる検討事項又は当社取締役会から評価を求められた事項につき、提供された本必要情報を始めとする資料等を自ら評価・検討するとともに、必要に応じて独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

なお、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

また、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に、買付者の買付提案の内容又は当社取締役会等による代替案を株主の皆様へ提示することもあります。

(ii) 特別委員会検討期間の延長

特別委員会は、当初の特別委員会検討期間経過後も、買付提案と当社取締役会の代替案の比較検討等のため特別委員会による検討を継続する必要がある場合、当社取締役会等と買付者との交渉の結果を待つ必要がある場合等には、当該検討及び当社取締役等による交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。

(iii) 特別委員会による勧告及び情報開示

特別委員会は、上記(i)の検討の結果及び理由を当社取締役会に対して勧告します。

なお、特別委員会が当社取締役会に対してかかる勧告その他の決議をした場合その他特別委員会が適切と考える場合には、特別委員会は、当該勧告等の概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延期する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

(iv) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、この特別委員会の検討の結果及び理由を最大限尊重して、対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を

行います。

当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者から意向表明書が提出された事実、本必要情報が提出された事実、特別委員会の評価及び勧告の内容、買付者との交渉状況、(特別委員会検討期間が延長された場合には)当該期間の延長の期間・理由、その他の情報について、適宜情報開示を行います。

(3) 買付が実行された場合の対応方針

(a) 買付者が本プランの手続を遵守した場合

買付者が本プランの手続を遵守した場合には、原則として買付に対する対抗措置はとりません。この場合には、買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、買付提案及び当社が提示する買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もともと、本プランの手続が遵守されている場合であっても、買付により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害がもたらされるおそれがある場合(下記の場合を含みます。)には、当社取締役会は、特別委員会の判断を経た上で、株主の皆様の利益を守るために下記(b)に定める対抗措置を取ることがあります。

記

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求するおそれがある場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うおそれのある場合
- ③ 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するおそれのある場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けるおそれのある行為
- ⑤ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階

目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。) 等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(b) 買付者が本プランの手續を遵守しない場合

買付者が本プランの手續を遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の判断を経た上で、原則として、買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することのできる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は別紙3ご参照。以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 本プランの発動の中止等

当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の判断をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、特別委員会の判断を経た上、行使期間開始日（別紙3において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得することができるものとし、

- (イ) 本プランの発動後買付者が買付を撤回した場合その他買付が存しなくなった場合
- (ロ) 本プランの発動の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が本プランの発動の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

(4) 本プランの導入手續

本プランの導入については、以下のとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

- ① 会社法第278条第3項但書の規定に基づき、当社定款第14条に「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設するとの内容を含む定款変更議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、本プラン導入のための定款の一部変更議案の詳細に

については、本日付で別途開示しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

- ② ①による変更後の当社定款第 14 条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

上記(4)②の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終了後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(4)②の株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は修正・変更がなされた場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)(c)に記載する手続により、非適格者（別紙3において定義されます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあり、当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後においても、例えば、買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相応に変動することがあります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る必要事項及び株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当

て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき、対象株式数（別紙 3 において定義されます。）の当社株式が発行されることとなります。

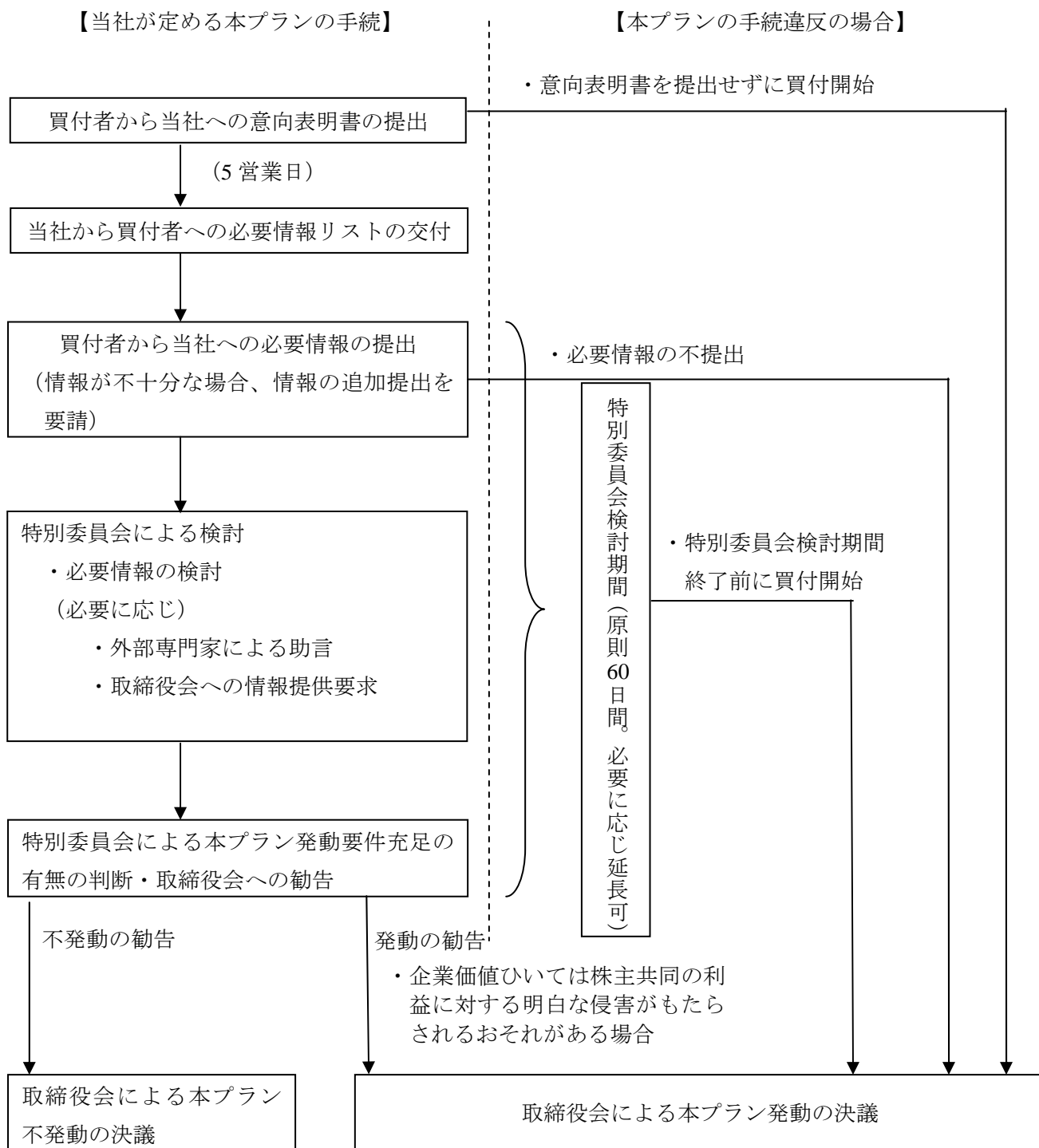
(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

大量買付行為が行われる場合のフローチャート



* 本フローチャートは、本プランについてわかりやすく説明することを目的として簡略化した上作成されたものです。正確かつ詳細な内容については、本プレスリリースの本文をご参照ください。

特別委員会の概要

- ・ 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、また本プランに従いその決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - (a) 本プランの手續違反の有無
 - (b) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害がもたらされるおそれの有無
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付の内容の精査・検討
 - ② (必要あれば) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ③ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ④ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑤ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断

⑥ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができると定めた事項

- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員のうち全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うことができる。

以 上

本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、下記⑨の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取

扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹¹、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹²、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹³（以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記⑨(ii)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- (i) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権全部を無償にて取得することができるものとします。
- (ii) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに

¹¹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会がみとめた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹² 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会がみとめた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者をいいます。

未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ⑩ 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

- ⑪ 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- ⑫ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成18年5月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

以 上

当社の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
新日鐵住金ステンレス株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	20,493	10.46
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番3号	15,955	8.15
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	14,952	7.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,887	7.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,165	5.70
バンク オブ ニューヨーク ジャーシーエム クライアント アカウント イー アイエステー 常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行カストディ業 務部	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,213	2.15
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番 10号	3,165	1.61
学校法人金子教育団	東京都新宿区高田馬場四丁目23番20号	2,980	1.52
メロンバンク 常任代理人香港上海銀行東京支店 カストディ 業務部	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,963	1.51
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,798	1.42
計	—	92,573	47.28